

令和6年(行ウ)第53号 裁判官報酬減額分請求事件

原告 竹内浩史

被告 国

2025(令和7)年11月4日

5

第7準備書面

名古屋地方裁判所 民事第1部 合議口C係 御中

10

原告訴訟代理人弁護士

水野幹男



同

北村

栄



同

新海

聡



15

ほか

代

記

20

原告は、本準備書面において、第1で裁判官の昇給決定の実情について主張し、これを踏まえて、第2で追加の求釈明をするとともに、第3で従前の求釈明に対して被告が応えていない点(原告の第2準備書面の第2の3及び4)について重ねて求釈明をするものである。

第1 裁判官の昇給決定の実情について

25

1 被告は、「判事3号以上への昇給については、経験年数のほか、ポストや勤務状況等を考慮して、各高等裁判所の意見を聞いた上で、最高裁判所の裁判官会議において決定される」(答弁書10頁)、「その他の考慮要素としては、評価権

者による評価を挙げることができる」（被告第1準備書面5頁）、「長期間にわたる人事評価の積み重ねにより、おのずと各裁判官の評価が定着してくる」（同準備書面5～6頁）などと主張している。

2 そこで、まず、最高裁裁判官会議における昇給決定が実際にはどのようなものであるかについて、原告が入手することができる資料の範囲で検討する。

定例の最高裁裁判官会議は、毎週水曜日の午前10時30分から開催されている。

また、裁判官の定例の昇給日は毎年1月1日、4月1日、7月1日及び10月1日である。

10 裁判所に対して多数の公文書公開請求をしている山中理司弁護士のホームページに掲載されている最高裁裁判官会議の議事録により、原告が名古屋高裁から津地裁へ異動した令和3年4月1日から退官直前の定例昇給日である令和7年1月1日までの期間において、裁判官の昇給が議題の一つとされた最高裁裁判官会議の開催日及び会議時間をまとめると、次のとおりとなる。【甲12の1～16】

定例昇給日	最高裁裁判官会議日	会議時間
令和3年 4月1日付け	令和3年 3月10日	37分
令和3年 7月1日付け	令和3年 6月 9日	1時間10分
令和3年10月1日付け	令和3年 9月15日	20分
20 令和4年 1月1日付け	令和3年12月 8日	28分
令和4年 4月1日付け	令和4年 3月 9日	12分
令和4年 7月1日付け	令和4年 6月15日	25分
令和4年10月1日付け	令和4年 9月14日	12分
令和5年 1月1日付け	令和4年12月 7日	27分
25 令和5年 4月1日付け	令和5年 3月 8日	17分
令和5年 7月1日付け	令和5年 6月 7日	9分

令和5年10月1日付け	令和5年 9月 6日	5分
令和6年 1月1日付け	令和5年12月 6日	22分
令和6年 4月1日付け	令和6年 3月13日	30分
令和6年 7月1日付け	令和6年 6月 5日	5分
令和6年10月1日付け	令和6年 9月 4日	8分
令和7年 1月1日付け	令和6年12月11日	19分

3 上記の各最高裁裁判官会議において、裁判官の昇給については、いずれも徳岡人事局長から資料（各定例昇給日付けの「裁判官昇給候補者名簿」）に基づき説明があり、いずれも原案どおり決定している。

10 上記の各「裁判官昇給候補者名簿」は開示されていないが、裁判官の昇給以外にも多くの議題があるにもかかわらず、会議時間は上記のとおり全体としても極めて短時間であり、例外なく原案どおり決定していることからしても、最高裁裁判官会議において実質的に判断したとはいえない。とりわけ、上記「裁判官昇給候補者名簿」に登載されていない裁判官について昇給が議論されたということはありません。

4 そうすると、裁判官の昇給について実質的に判断したのは最高裁事務総局人事局（徳岡人事局長）ということになり、最高裁裁判官会議はそれを追認する形式的な決定を短時間で行ったにすぎないものというべきである。

20 5 山中理司弁護士のホームページに掲載されている最高裁事務総局人事局長の高等裁判所長官宛ての平成31年3月25日付け「裁判官の昇給上申に関する様式について（通知）」によると、その様式は「○号報酬昇給候補者名簿」とのタイトルの下、「氏名」「期」「現官職」「順位」を表に列記するだけの簡素なものとなっている。【甲13】

25 被告が「各高等裁判所の意見を聞いた」というのは、このような昇給候補者名簿の提出を受けたことをいうものとも思われる。

6 また、最高裁事務総局人事局が最高裁裁判官会議に提出した「裁判官昇給候補

者名簿」については、平成27年10月1日付けのものが部分開示されたことがある。これによると、その様式は「昇給号報」「官職名」「氏名」「期別」「備考」欄があるだけの簡素な一覧表となっている。【甲14】

7 原告は、上記2の期間において、最高裁判官会議に徳岡人事局長が提出し、
5 原案どおり決定されたという昇給候補者名簿には一度も登載されていなかったことになる。

他方で、上記5の様式により名古屋高裁が徳岡人事局長に提出した昇給候補者名簿に原告が登載されていたか否かは定かでない。

仮に、同名簿に原告が登載されたことがあったとすると、原告を昇給させない
10 という実質的判断をしたのは徳岡人事局長ということになり、その理由が問題となる。

他方、同名簿に原告が登載されなかったとすると、上記1の「評価権者による評価」すなわち「評価書」（被告第1準備書面6頁の「当該裁判官の人事評価を記載した書面」）の記載内容との整合性が問題となる。

8 ちなみに、元裁判官である安倍晴彦著「犬になれなかった裁判官 司法官僚統
15 制に抗して36年」（NHK出版）には、次のような記載がある。【甲15】

「所長を経験した、ある裁判官に聞いたところによると、昇給のシステムは、
次のようになっているようである。まず、地・家裁所長が、それまでの号俸にお
いて一定年限がたった管内の裁判官に順番をつけて、昇給候補者のリストを作成
20 する。次に高裁長官が管内の地・家裁から上がってきたリストを総合して順番を
つけて最高裁に提出する。それを最高裁が全国分を総合して順番をつけ、順次昇
給させる、ということである。普通、高裁までは極端な差別をつけることはなく、
極端に問題になる差別処遇は、最高裁の段階でなされるのだそうである。場合によ
っては、現場の意見も無視することもある。最高裁の人事政策なので、言っ
25 てみれば、「高度の政治的判断」である。そう思わざるを得ない例が、いくつもある。
宮本再任拒否についても理由を一切いわない最高裁のこと、そのような状態

で、完全に「ほしいままに」給与の差別がなされてきたのである。」

9 平成16年4月から実施された裁判官の新しい人事評価制度は、上記のように問題が指摘されてきた裁判官人事評価の透明性・客観性を確保するために、平成司法改革により導入されたものである。

5 5 しかし、被告は、原告に対する人事評価の内容と、津地裁部総括・判事3号から昇格・昇給させなかった人事との関連性について、何ら具体的に明らかにしていない。これでは、上記透明性・客観性は全く確保されないままであり、人事評価制度を骨抜きにするものとして厳しい批判を免れない。

10 被告は、人事評価制度の趣旨に鑑みても、後記第2及び第3の求釈明に対し、具体的に応えるべきである。

第2 追加の求釈明

1 上記第1の2の各定例昇給日に関して名古屋高裁から徳岡人事局長に提出された昇給候補者名簿に原告が登載されていたか否か、登載されていた場合は、対象となった定例昇給日、昇給候補者全員の人数及び原告の「順位」を明らかにするよう、釈明を求める。

15 2 上記第1の3の最高裁裁判官会議に提出された「裁判官昇給候補者名簿」の書式は、上記第1の6の平成27年10月1日付けのものと同一か、その「備考」欄にはどのような事項が記載されるのか、釈明を求める。

第3 再度の求釈明

20 1 原告は、第2準備書面の第2の1ないし4において、被告に対する求釈明をした。

25 これに対し、被告は、被告第1準備書面の第2において、上記1ないし4の求釈明のうち、1、2及び4③ア・イについては不十分ながら応えたものの、3並びに4①及び②については「本件の争点と関係しないものであって、いずれも回答の要を認めない」とした。

しかし、これらについても、本件の争点と関係しないなどとはいえるものでは

ないから、これらの求釈明にも誠実に回答すべきである。

2 求釈明の3（各高等裁判所から最高裁判所に伝えられる「意見」に関する求釈明）について

5 被告の主張は、「判事3号以上への昇給については、各高等裁判所の意見を聞いた上で、最高裁判所の裁判官会議において決定される」というものであるところ、原告は、第2準備書面の第2の3(2)において、上記「意見」について、①伝達手段、②「意見」が付される対象となる裁判官、③「意見」の内容につき、求釈明をしていたものである。

10 ところで、前記第1の5のとおり、最高裁事務総局人事局長の高等裁判所長官宛ての平成31年3月25日付け「裁判官の昇給上申に関する様式について（通知）」によると、その様式は「〇号報酬昇給候補者名簿」とのタイトルの下、「氏名」「期」「現官職」「順位」を表に列記するだけのものとされている。

15 被告が「各高等裁判所の意見を聞いた」というのは、このような昇給候補者名簿の書面提出を受けたことをいうものと理解してよいか。すなわち、被告の主張する「評価書」をも含めてその他の書面は最高裁事務総局に提出されておらず、また、口頭、電子メールその他の方法によって意見は聞いていないということでよいか。

20 もし、上記昇給候補者名簿による昇給上申だけというのであれば、求釈明の3のうち、①伝達手段は上記書面の送付ということになり、③「意見」の内容は各号ごとに上記「順位」のみということになるが、②「意見」が付される対象となる裁判官（範囲・総人数・選定方法）については明らかになっていない。

よって、被告の主張をより具体的なものとし、争点を明確にするために、求釈明の3に応えるべきである。

3 求釈明の4（原告自身の評価についての求釈明）について

25 被告の主張は、「判事3号以上への昇給については、経験年数のほか、ポストや勤務状況等を考慮して」おり、「その他の考慮要素としては、評価権者による

評価を挙げることができる」というものである。原告は、上記「経験年数」については同期の現職裁判官と同様に昇給には十分であることが明らかなので、原告第2準備書面の第2の4において、①「ポスト」、②「勤務状況」、③「等」の具体的内容について求釈明をした。

5 しかし、上記①「ポスト」に関しては、原告が津地裁本庁民事部総括は判事3号相当という意味かなどと釈明を求めたのに対し、被告は応えていない。これは、ポスト自体からは判事2号以上への昇給の可能性を否定していないものと解するほかない。もし、そうでないのであれば、「ポスト」の格付けに関する上記①の求釈明に具体的に応えるべきである。

10 また、上記②「勤務状況」については、「評価権者による評価」が「その他の考慮要素」として挙げられたことにより、具体的に何を意味するのか、ますます不明となった。結局、これらは被告の主張する「評価書」の記載内容に尽きるのか、あるいはそれ以外に何らかの文書が存在するのか、明確にした上で、上記「評価書」を含む文書を提出するように引き続き求めるものである。特に「評価書」
15 については、被告は、上記第1の1のとおり、「長期間にわたる人事評価の積み重ね」を昇給の考慮要素として主張している以上は、原告が平成15年4月1日に任官した後、裁判官人事評価制度が開始された平成16年以降の「評価書」全部を書証として提出し、上記「長期間にわたる人事評価の積み重ね」の具体的内容を主張立証されたい。

20 なお、上記③「等」については、青年法律家協会などの団体加入が考慮されているのかという求釈明に対し、被告は、「個々の裁判官の考え方や思想を評価の対象とすることはない」とだけ応え、直接的な回答を避けている。上記団体加入は考慮していないというのであれば、端的にその旨を主張すればよいはずであって、これを避けること自体が、実は考慮要素にしていることを強く疑わせるものである。したがって、被告はこの点も明確にされたい。
25

以上